

令和 3 年 2 月山口県議会定例会議案

(予 算)

令和 3 年 2 月山口県議会定例会議案目次

議案第 1 号	令和 3 年度山口県一般会計予算……………	1
議案第 2 号	令和 3 年度母子父子寡婦福祉資金特別会計予算……………	29
議案第 3 号	令和 3 年度中小企業近代化資金特別会計予算……………	35
議案第 4 号	令和 3 年度下関漁港地方卸売市場特別会計予算……………	41
議案第 5 号	令和 3 年度林業・木材産業改善資金特別会計予算……………	47
議案第 6 号	令和 3 年度沿岸漁業改善資金特別会計予算……………	51
議案第 7 号	令和 3 年度当せん金付証票発売事業特別会計予算……………	55
議案第 8 号	令和 3 年度収入証紙特別会計予算……………	59
議案第 9 号	令和 3 年度土地取得事業特別会計予算……………	63
議案第 10 号	令和 3 年度公債管理特別会計予算……………	67
議案第 11 号	令和 3 年度港湾整備事業特別会計予算……………	73
議案第 12 号	令和 3 年度地方独立行政法人山口県立病院機構特別会計予算……………	79
議案第 13 号	令和 3 年度就農支援資金特別会計予算……………	85
議案第 14 号	令和 3 年度国民健康保険特別会計予算……………	89
議案第 15 号	令和 3 年度電気事業会計予算……………	95
議案第 16 号	令和 3 年度工業用水道事業会計予算……………	99
議案第 17 号	令和 3 年度流域下水道事業会計予算……………	105

議案第1号

令和3年度山口県一般会計予算

令和3年度山口県の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ752,892,957千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

(2) 第13款諸支出金各項に計上した予算額に過不足を生じた場合におけるこれらの経費の各項の間の流用

令和 3 年 2 月 22 日 提出

山 口 県 知 事 村 岡 嗣 政

第1表 歳入歳出予算

(単位 千円)

款	項	金額	備考
1 県 税		161,111,574	
	1 県 民 税	47,417,427	
	2 事 業 税	27,174,641	
	3 地 方 消 費 税	50,397,000	
	4 不 動 産 取 得 税	2,142,773	
	5 県 た ば こ 税	1,409,000	
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	429,000	
	8 軽 油 引 取 税	13,083,075	
	9 自 動 車 税	18,848,658	
	10 鉱 区 税	10,000	
	16 狩 猟 税	11,000	
	17 産 業 廃 棄 物 税	189,000	

2 地方消費税清算金		59,603,000	
	1 地方消費税清算金	59,603,000	
3 地方譲与税		18,042,000	
	1 特別法人事業譲与税	15,201,000	
	2 地方揮発油譲与税	2,505,000	
	3 石油ガス譲与税	72,000	
	5 航空機燃料譲与税	38,000	
	9 自動車重量譲与税	118,000	
	10 森林環境譲与税	108,000	
4 地方特例交付金		945,000	
	1 地方特例交付金	945,000	
5 地方交付税		179,870,000	
	1 地方交付税	179,870,000	
6 交通安全対策特別交付金		327,000	
	1 交通安全対策特別交付金	327,000	

7 分 担 金 及 び 負 担 金		3,442,001	
	1 分 担 金	229,467	
	2 負 担 金	3,212,534	
8 使 用 料 及 び 手 数 料		9,330,101	
	1 使 用 料	7,190,481	
	2 手 数 料	2,139,620	
9 国 庫 支 出 金		112,460,406	
	1 国 庫 負 担 金	35,759,276	
	2 国 庫 補 助 金	74,372,662	
	3 委 託 金	2,328,468	
10 財 産 収 入		2,884,877	
	1 財 産 運 用 収 入	1,937,912	
	2 財 産 売 払 収 入	946,965	
11 寄 付 金		106,386	
	1 寄 付 金	106,386	

12 繰 入 金		16,910,863	
	1 特 別 会 計 繰 入 金	4,829,929	
	2 基 金 繰 入 金	12,080,934	
14 諸 収 入		105,935,749	
	1 貸 付 金 元 利 収 入	99,646,607	
	2 受 託 事 業 収 入	904,819	
	3 延滞金、加算金及び過料等	232,940	
	4 預 金 利 子	137	
	6 雑 入	5,151,246	
15 県 債		81,924,000	
	1 県 債	81,924,000	
歳 入 合 計		752,892,957	

歳 出			
款	項	金 額	備 考
1 議 会 費		1,444,667	
	1 議 会 費	1,444,667	
2 総 務 費		35,721,870	
	1 総 務 管 理 費	13,711,013	
	2 企 画 調 整 費	8,736,364	
	3 徴 税 費	8,226,066	
	4 市 町 村 振 興 費	1,234,278	
	5 選 挙 費	1,796,293	
	6 防 災 費	1,250,463	
	7 統 計 調 査 費	462,624	
	8 人 事 委 員 会 費	123,984	
	9 監 査 委 員 費	180,785	
3 民 生 費		96,896,959	

	1 社 会 福 祉 費	75,197,991	
	4 児 童 福 祉 費	20,610,279	
	7 生 活 保 護 費	1,085,027	
	8 災 害 救 助 費	3,662	
4 衛 生 費		53,138,820	
	1 公 衆 衛 生 費	39,695,309	
	4 環 境 衛 生 費	2,509,457	
	7 保 健 所 費	2,412,242	
	8 医 薬 費	6,518,739	
	10 病 院 費	2,003,073	
5 労 働 費		2,580,395	
	1 労 政 費	629,310	
	2 職 業 能 力 開 発 費	1,470,076	
	3 失 業 対 策 費	376,001	
	4 労 働 委 員 会 費	105,008	

6 農 林 水 産 業 費		35,573,456	
	1 農 業 費	11,910,384	
	2 畜 産 業 費	380,604	
	3 農 地 費	11,326,715	
	4 林 業 費	6,478,770	
	5 水 産 業 費	5,476,983	
7 商 工 費		105,536,040	
	1 商 業 費	2,241,180	
	2 工 鉱 業 費	102,686,897	
	3 観 光 費	607,963	
8 土 木 費		68,540,619	
	1 管 理 費	6,761,275	
	2 道 路 橋 り よ う 費	27,706,739	
	3 河 川 海 岸 費	19,175,419	
	4 港 湾 費	8,232,476	

	5 都 市 計 画 費	3,837,818	
	6 住 宅 費	2,826,892	
9 警 察 費		38,097,208	
	1 警 察 管 理 費	35,458,916	
	2 警 察 活 動 費	2,638,292	
10 教 育 費		138,081,793	
	1 教 育 総 務 費	21,323,341	
	2 小 学 校 費	40,434,232	
	3 中 学 校 費	25,030,542	
	4 高 等 学 校 費	24,789,763	
	7 特 別 支 援 学 校 費	12,473,357	
	8 社 会 教 育 費	1,652,311	
	9 保 健 体 育 費	588,468	
	10 大 学 費	2,266,218	
	11 学 事 費	9,523,561	

11 災 害 復 旧 費		6,016,591	
	1 農林水産施設災害復旧費	1,544,057	
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	4,312,534	
	4 学 校 施 設 等 災 害 復 旧 費	160,000	
12 公 債 費		87,449,539	
	1 公 債 費	87,449,539	
13 諸 支 出 金		83,615,000	
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	48,860,000	
	2 利 子 割 交 付 金	242,000	
	3 配 当 割 交 付 金	723,000	
	4 株式等譲渡所得割交付金	681,000	
	5 法 人 事 業 税 交 付 金	2,135,000	
	6 地 方 消 費 税 交 付 金	30,062,000	
	7 ゴルフ場利用税交付金	301,000	
	10 環 境 性 能 割 交 付 金	609,000	

	11 利 子 割 精 算 金	2,000	
14 予 備 費		200,000	
	1 予 備 費	200,000	
歳 出 合 計		752,892,957	

--	--	--	--

第2表 債務負担行為		
事 項	期 間	限 度 額
1 農業近代化資金の融通に係る市町に対する利子補給補助金及び県が行う利子補給	令和3年度から 令和23年度まで	(1) 令和3年度の利子補給補助金及び利子補給の対象とする融資の総額は、4,050,000千円とする。 (2) 利子補給を行った市町に対する利子補給補助金は、年1.95%を限度とする額の1/2に相当する額とする。 (3) 金融機関に対する利子補給額は、年1.7%を限度とする額とする。
2 漁業近代化資金の融通に係る市町に対する利子補給補助金及び県が行う利子補給	令和3年度から 令和23年度まで	(1) 令和3年度の利子補給補助金及び利子補給の対象とする融資の総額は、1,800,000千円とする。 (2) 利子補給を行った市町に対する利子補給補助金は、年0.9%を限度とする額の1/2に相当する額とする。 (3) 金融機関に対する利子補給額は、年1.7%を限度とする額とする。
3 公害防止施設整備資金に対する利子補給	令和3年度から 令和11年度まで	(1) 令和3年度の利子補給の対象とする融資の総額は、30,000千円とする。 (2) 利子補給額は、年3.7%を限度とする額とする。
4 産業廃棄物処理施設整備資金に対する利子補給	令和3年度から 令和11年度まで	(1) 令和3年度の利子補給の対象とする融資の総額は、30,000千円とする。 (2) 利子補給額は、年2.5%を限度とする額とする。
5 省・創・蓄エネ施設整備資金に対する利子補給	令和3年度から 令和11年度まで	(1) 令和3年度の利子補給の対象とする融資の総額は、150,000千円とする。 (2) 利子補給額は、年1.5%を限度とする額とする。
6 漁業経営維持安定資金の融通に係る市町に対する利子補給補助金及び県が行う利子補給	令和3年度から 令和18年度まで	(1) 令和3年度の利子補給補助金及び利子補給の対象とする融資の総額は、600,000千円とする。 (2) 利子補給を行った市町に対する利子補給補助金は、年0.1%を限度とする額の1/2に相当する額とする。 (3) 金融機関に対する利子補給額は、年1.3%を限度とする額とする。
7 漁業経営再建資金の融通に係る利子補給	令和3年度から 令和18年度まで	(1) 令和3年度の利子補給の対象とする融資の総額は、400,000千円とする。 (2) 金融機関に対する利子補給額は、年0.15%を限度とする額とする。

8 新規就農資金の融通に係る市町に対する利子補給補助金	令和3年度から 令和18年度まで	(1) 令和3年度の利子補給補助金の対象とする融資の総額は、150,000千円とする。 (2) 利子補給を行った市町に対する利子補給補助金は、年1.9%を限度とする額の1/2に相当する額とする。
9 農業経営基盤強化資金の融通に係る市町に対する利子補給補助金	令和3年度から 令和14年度まで	(1) 令和3年度の利子補給補助金の対象とする融資の総額は、2,000,000千円とする。 (2) 利子補給を行った市町に対する利子補給補助金は、年2.95%を限度とする額の1/2に相当する額とする。
10 農業経営負担軽減支援資金に対する利子補給	令和3年度から 令和18年度まで	(1) 令和3年度の利子補給の対象とする融資の総額は、300,000千円とする。 (2) 利子補給額は、年1.7%を限度とする額とする。
11 畜産経営体質強化支援資金の融通に係る市町に対する利子補給補助金	令和3年度から 令和28年度まで	(1) 令和3年度の利子補給補助金の対象とする融資の総額は、200,000千円とする。 (2) 利子補給を行った市町に対する利子補給補助金は、年0.24%を限度とする額の1/2に相当する額とする。
12 森林整備活性化資金の融通に係る利子補給	令和3年度から 令和33年度まで	(1) 令和3年度の利子補給の対象とする融資の総額は、26,409千円とする。 (2) 利子補給額は、年1.3%を限度とする額とする。
13 生活福祉資金に対する利子補給	令和3年度から 令和11年度まで	(1) 令和3年度の利子補給の対象とする融資の総額は、5,000千円とする。 (2) 利子補給額は、年1.5%を限度とする額とする。
14 漁業経営高度化促進支援資金（取組促進資金）の融通に係る利子補給	令和3年度から 令和13年度まで	(1) 令和3年度の利子補給の対象とする融資の総額は、20,000千円とする。 (2) 金融機関に対する利子補給額は、年1.3%を限度とする額とする。
15 漁船漁業運転資金の融通に係る市町に対する利子補給補助金	令和3年度から 令和10年度まで	(1) 令和3年度の利子補給補助金の対象とする融資の総額は、240,000千円とする。 (2) 利子補給を行った市町に対する利子補給補助金は、年1.3%を限度とする額の1/2に相当する額とする。

16 新型コロナウイルス感染症対応資金に係る金融機関に対する利子補給	令和3年度から 令和6年度まで	(1) 令和3年度の利子補給の対象とする融資の総額は、10,000,000千円とする。 (2) 金融機関に対する利子補給額は、年1.3%を限度とする額とする。
17 日本政策金融公庫貸付金に対する損失補償	令和3年度から 令和24年度まで	日本政策金融公庫が令和3年度に融資総額621,723千円の範囲内で公益財団法人やまぐち農林振興公社に融資した場合において、その元金の最終償還期限（公庫が公社の債務の金額について繰上償還を要求した場合には公庫の指定する期日とし、最終償還期限の変更があった場合にはその変更する期日とする。）到来後10か月の期間満了の日（以下「損失確定日」という。）において、公庫が弁済を受けなかった元利金合計額並びに遅延損害金に相当する金額及び損失確定日の翌日から補償履行の日までの利率年11.0%に相当する利息
	令和3年度から 令和51年度まで	(1) 日本政策金融公庫が令和3年度に融資総額28,664千円の範囲内で公益財団法人やまぐち農林振興公社に融資した場合において、その元金の最終償還期限（公庫が公社の債務の金額について繰上償還を要求した場合には公庫の指定する期日とし、最終償還期限の変更があった場合にはその変更する期日とする。）到来後10か月の期間満了の日（以下「損失確定日」という。）において、公庫が弁済を受けなかった元利金合計額並びに遅延損害金に相当する金額及び損失確定日の翌日から補償履行の日までの利率年11.0%に相当する利息 (2) 日本政策金融公庫が令和3年度に融資総額2,174千円の範囲内で公益財団法人やまぐち農林振興公社に融資した場合において、その元金の最終償還期限（公庫が公社の債務の金額について繰上償還を要求した場合には公庫の指定する期日とし、最終償還期限の変更があった場合にはその変更する期日とする。）到来後10か月の期間満了の日（以下「損失確定日」という。）において、公庫が弁済を受けなかった元利金合計額並びに遅延損害金に相当する金額及び損失確定日の翌日から補償履行の日までの利率年11.0%に相当する利息
18 公益財団法人やまぐち農林振興公社に対し業務費の貸付けを行った金融機関等に対する損失補償	令和3年度から 令和14年度まで	(1) 山口県信用農業協同組合連合会が令和3年度に融資総額22,400千円の範囲内で公益財団法人やまぐち農林振興公社に融資した場合において、その元金の最終償還期限（信連が公社の債務の金額につき繰上償還を要求した場合には信連の指定する期日、その他最終償還期限の変更のあった場合にはその変更後の期日とする。）到来後3か月の期間満了の日において、なお信連が弁済を受けなかったとき、その元金及び利息（遅延利息を含む。）に相当する金額 (2) 公益社団法人全国農地保有合理化協会が令和3年度に融資総額62,500千円の範囲内で公益財団法人やまぐち農林振興公社に融資した場合において、その元金の最終償還期限（協会が公社の債務の金額につき繰上償還を要求した場合には協会の指定する期日、その他最終償還期限の変更のあった場合にはその変更後の期日とする。）到来後10か月の期間満了の日において、なお協会が弁済を受けなかったとき、その元金、遅延利息及び違約金に相当する金額
19 小規模企業者等設備貸与事業資金に係る公益財団法人やまぐち産業振興財団に対する損失補償	令和3年度から 令和13年度まで	公益財団法人やまぐち産業振興財団が令和3年度に150,000千円を限度として貸し付ける設備の額
20 事業再生支援資金に係る山口県信用保証協会に対する損失補償	令和3年度から 令和18年度まで	山口県信用保証協会が令和3年度に500,000千円を限度として貸付けを行う事業再生支援資金に係る債務保証により受ける損失の1/3に相当する額

21 漁業経営回復支援特別資金に係る山口県漁業信用基金協会に対する損失補償	令和3年度から 令和5年度まで	山口県漁業信用基金協会が令和3年度に300,000千円を限度として貸付けを行う漁業経営回復支援特別資金に係る債務保証により受ける損失の1/6に相当する額
22 新事業活動支援設備貸与事業に係る公益財団法人やまぐち産業振興財団に対する損失補償	令和3年度から 令和13年度まで	公益財団法人やまぐち産業振興財団が令和3年度に200,000千円を限度として貸し付ける設備の額
23 経営安定支援資金（経営安定資金）に係る山口県信用保証協会に対する損失補償	令和3年度から 令和13年度まで	山口県信用保証協会が令和3年度に42,000,000千円を限度として貸付けを行う経営安定支援資金（経営安定資金）に係る債務保証により受ける損失の70/100に相当する額
24 経営安定支援資金（経営支援特別資金）に係る山口県信用保証協会に対する損失補償	令和3年度から 令和13年度まで	山口県信用保証協会が令和3年度に12,000,000千円を限度として貸付けを行う経営安定支援資金（経営支援特別資金）に係る債務保証により受ける損失の70/100に相当する額
25 経営安定支援資金（経営力強化支援資金）に係る山口県信用保証協会に対する損失補償	令和3年度から 令和13年度まで	山口県信用保証協会が令和3年度に6,500,000千円を限度として貸付けを行う経営安定支援資金（経営力強化支援資金）に係る債務保証により受ける損失の70/100に相当する額
26 経営安定支援資金（新型コロナウイルス感染症対応資金）に係る山口県信用保証協会に対する損失補償	令和3年度から 令和13年度まで	山口県信用保証協会が令和3年度に10,000,000千円を限度として貸付けを行う経営安定支援資金（新型コロナウイルス感染症対応資金）に係る債務保証により受ける損失の70/100に相当する額
27 国立大学法人山口大学医学部の医師養成増枠の入学者に対する貸付金	令和3年度から 令和9年度まで	72,000千円
28 地域医療再生計画に基づく大学医学部の定員増に係る入学者に対する貸付金	令和3年度から 令和8年度まで	108,000千円

29 高度産業人材確保事業に係る奨学金返還支援の対象者に対する補助金	令和３年度から 令和18年度まで	49,920千円
30 看護職員県内定着促進事業に係る奨学金返還支援の対象者に対する補助金	令和３年度から 令和12年度まで	28,800千円
31 東部地域岩国基地内大学就学支援事業に係るブリッジプログラム修了者に対する補助金	令和３年度から 令和４年度まで	2,500千円
32 庁舎等維持管理事業の年度を越える工事を一括契約すること。	令和３年度から 令和４年度まで	85,038千円
33 自動車税納税通知書等の作成に係る業務委託の年度を越える事業を一括契約すること。	令和３年度から 令和６年度まで	47,150千円
34 庁内電話等設備維持管理事業の年度を越える業務を一括契約すること。	令和３年度から 令和６年度まで	20,556千円
35 公金の収納に係る業務委託等の年度を越える事業を一括契約すること。	令和３年度から 令和６年度まで	61,805千円
36 委託訓練の実施に係る業務委託の年度を越える事業を一括契約すること。	令和３年度から 令和５年度まで	349,812千円

37 農林業の知と技の拠点整備事業の年度を越える工事を一括契約すること。	令和３年度から 令和４年度まで	2,539,652千円
38 広域営農団地農道整備事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (阿武北２期地区橋りょう)	令和３年度から 令和６年度まで	370,000千円
39 〃 (阿武北２期地区道路２号)	令和３年度から 令和６年度まで	290,000千円
40 〃 (阿武北２期地区道路３号)	令和３年度から 令和６年度まで	490,000千円
41 経営体育成基盤整備事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (王喜東地区ほ場整備)	令和３年度から 令和５年度まで	250,000千円
42 県営老朽ため池整備事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (納所地区)	令和３年度から 令和５年度まで	190,000千円
43 〃 (石井手地区頭首工)	令和３年度から 令和５年度まで	450,000千円
44 〃 (石井手地区ゲート製作据付工事)	令和３年度から 令和５年度まで	300,000千円

45 交通安全施設整備事業の 年度を越える工事について 西日本旅客鉄道株式会社と 協定すること。 (県道小郡三隅線)	令和 3 年度から 令和 8 年度まで	1,568,000千円
46 道路改良事業の年度を越 える工事を一括契約するこ と。 (国道434号下大滝橋上部 工	令和 3 年度から 令和 4 年度まで	368,000千円
47 〃 (国道491号高砂橋上下部 工	令和 3 年度から 令和 4 年度まで	105,000千円
48 〃 (県道岩国玖珂線 5 号橋下 部工	令和 3 年度から 令和 4 年度まで	105,000千円
49 〃 (県道德山本郷線 1 号橋上 部工	令和 3 年度から 令和 4 年度まで	180,000千円
50 〃 (県道陶湯田線新平野橋上 部工	令和 3 年度から 令和 4 年度まで	263,000千円
51 〃 (県道下関川棚線高畑橋上 部工	令和 3 年度から 令和 4 年度まで	378,000千円
52 〃 (県道油田港線)	令和 3 年度から 令和 4 年度まで	160,000千円

53 防衛施設周辺道路整備事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (県道銭壺山公園線)	令和3年度から 令和4年度まで	108,400千円
54 橋りょう補修事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (県道萩篠生線松陰大橋)	令和3年度から 令和4年度まで	190,000千円
55 〃 (県道防府停車場線新橋)	令和3年度から 令和4年度まで	200,000千円
56 〃 (国道191号栗野橋)	令和3年度から 令和5年度まで	490,000千円
57 広域河川改修事業の年度を越える工事について国土交通省と協定すること。 (有帆川)	令和3年度から 令和4年度まで	170,100千円
58 河川情報基盤緊急整備事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (土木防災情報システム改修工事)	令和3年度から 令和4年度まで	315,000千円
59 河川工作物関連応急対策事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (土穂石川排水機場)	令和3年度から 令和4年度まで	147,000千円
60 自然災害防止事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (員光川)	令和3年度から 令和4年度まで	72,000千円

61 海岸防災事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (徳山下松港)	令和 3 年度から 令和 4 年度まで	210,000千円
62 県営住宅建設事業等の年度を越える工事を一括契約すること。 (中高層耐火構造)	令和 3 年度から 令和 5 年度まで	1,349,908千円
63 総合運転者管理システムの改修に係る業務委託の年度を越える事業を一括契約すること。	令和 3 年度から 令和 4 年度まで	74,882千円
64 徳佐交番整備事業の年度を越える工事を一括契約すること。	令和 3 年度から 令和 4 年度まで	140,448千円
65 県立山口南総合支援学校校舎建設事業の年度を越える工事を一括契約すること。	令和 3 年度から 令和 5 年度まで	1,117,899千円
66 県立宇部総合支援学校校舎建設に係る設計委託の年度を越える事業を一括契約すること。	令和 3 年度から 令和 4 年度まで	36,298千円
67 県立豊浦総合支援学校校舎建設に係る設計委託の年度を越える事業を一括契約すること。	令和 3 年度から 令和 4 年度まで	181,115千円
68 山口県立大学本部管理棟建設事業の年度を越える工事を一括契約すること。	令和 3 年度から 令和 5 年度まで	1,970,291千円

第3表 地 方 債					(単位 千円)
起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	
障 害 者 自 立 支 援 対 策 事 業	98,000	証書借入又は証券発行	年8.0%以内 ただし、利率見直し 方式で借り入れる資金 について、利率の見直 しを行った後において は、当該見直し後の利 率による。	元利均等半年賦又は元金均等半 年賦30年以内 ただし、特別のものは、借入 先と協議して定める条件によ る。	
地 方 改 善 施 設 整 備 事 業	20,000				
母子・父子福祉センター施設整備事業	47,000				
児 童 福 祉 施 設 整 備 事 業	22,000				
県 営 か ん が い 排 水 改 良 事 業	148,000				
広 域 営 農 団 地 農 道 整 備 事 業	224,000				
基 幹 農 道 整 備 事 業	95,000				
経 営 体 育 成 基 盤 整 備 事 業	581,000				
県 営 中 山 間 地 域 総 合 整 備 事 業	105,000				
団 体 営 土 地 改 良 事 業	18,000				
基 盤 整 備 促 進 事 業	1,000				
ふるさと農道緊急整備事業	89,000				
県 営 老 朽 た め 池 整 備 事 業	352,000				
地 す べ り 対 策 事 業 (農林)	90,000				
県 営 海 岸 保 全 施 設 整 備 事 業	94,000				
国 営 農 地 再 編 整 備 事 業 負 担 金	198,000				
広 域 基 幹 林 道 開 設 事 業	90,000				
ふるさと林道緊急整備事業	78,000				

一般治山事業	745,000			
水源地域緊急整備事業	51,000			
保安林改良事業	24,000			
保全林整備事業	4,000			
林地荒廃防止事業	28,000			
小規模治山事業	35,000			
広域水産物供給基盤整備事業(漁港)	70,000			
漁港漁場機能高度化事業	70,000			
漁港海岸保全施設整備事業	83,000			
漁港海岸環境整備事業	4,000			
地域水産物供給基盤整備事業(漁場)	265,000			
農林総合技術センター運営事業	1,263,000			
舗装補修事業	87,000			
道路災害防除事業	444,000			
単独道路舗装事業	528,000			
単独道路災害防除事業	235,000			
単独路側整備事業	317,000			
道路改良事業	2,602,000			
過疎地域市町道代行事業	24,000			
単独道路改良事業	1,657,000			
道路直轄事業負担金	3,966,000			

交通安全施設整備事業(道路管理者分)	425,000			
単 独 交 通 安 全 施 設 整 備 事 業 (道路管理者分)	468,000			
橋 り ょ う 補 修 事 業	2,434,000			
単 独 橋 り ょ う 補 修 事 業	9,000			
広 域 河 川 改 修 事 業	1,032,000			
河 川 情 報 基 盤 緊 急 整 備 事 業	82,000			
周 防 高 潮 対 策 事 業	373,000			
河 川 工 作 物 関 連 応 急 対 策 事 業	91,000			
河 川 災 害 関 連 事 業	297,000			
単 独 河 川 改 修 事 業	1,293,000			
自 然 災 害 防 止 事 業 (河川)	152,000			
河 川 直 轄 事 業 負 担 金	180,000			
錦 川 総 合 開 発 事 業	2,279,000			
深 川 川 総 合 開 発 事 業	115,000			
ダ ム 建 設 実 施 調 査 事 業	85,000			
堰 堤 改 良 事 業	82,000			
堰 堤 修 繕 事 業	101,000			
高 潮 対 策 事 業	171,000			
侵 食 対 策 事 業	49,000			
自 然 災 害 防 止 事 業 (海岸)	21,000			
通 常 砂 防 事 業	1,446,000			

災 害 関 連 緊 急 砂 防 事 業	38,000			
地 す べ り 対 策 事 業 (建設)	254,000			
災 害 関 連 緊 急 地 す べ り 対 策 事 業	82,000			
急 傾 斜 地 崩 壊 対 策 事 業	749,000			
災 害 関 連 緊 急 急 傾 斜 地 崩 壊 対 策 事 業	128,000			
砂 防 災 害 関 連 事 業	110,000			
単 独 砂 防 改 良 事 業	40,000			
自 然 災 害 防 止 事 業 (砂防)	405,000			
港 湾 改 修 事 業	235,000			
港 湾 既 存 施 設 有 効 活 用 促 進 事 業	193,000			
港 湾 環 境 整 備 事 業	15,000			
港 湾 直 轄 事 業 負 担 金	3,086,000			
単 独 港 湾 改 修 事 業	55,000			
海 岸 防 災 事 業	593,000			
都 市 計 画 街 路 整 備 事 業	473,000			
単 独 都 市 計 画 街 路 整 備 事 業	580,000			
都 市 公 園 整 備 事 業	155,000			
単 独 都 市 公 園 整 備 事 業	35,000			
公 営 住 宅 建 設 事 業	609,000			
過 疎 地 域 下 水 道 代 行 事 業	143,000			
駐 在 所 等 改 築 事 業	169,000			

警 察 職 員 住 宅 管 理 事 業	141,000			
交通事故防止施設総合整備事業	400,000			
校 舎 改 築 事 業	826,000			
大 規 模 改 造 事 業	8,000			
施 設 改 造 事 業	98,000			
退 職 手 当 給 付 事 業 (教育)	3,300,000			
特 別 支 援 学 校 施 設 整 備 事 業	208,000			
県 立 大 学 整 備 事 業	738,000			
私 立 高 校 等 施 設 整 備 事 業	8,000			
土 木 過 年 補 助 災 害 復 旧 事 業	244,000			
土 木 過 年 単 独 災 害 復 旧 事 業	12,000			
土 木 現 年 補 助 災 害 復 旧 事 業	1,094,000			
土 木 現 年 単 独 災 害 復 旧 事 業	70,000			
補 助 港 湾 災 害 復 旧 事 業	124,000			
県 立 学 校 施 設 災 害 復 旧 事 業	60,000			
治 山 施 設 災 害 復 旧 事 業	2,000			
県 有 施 設 災 害 復 旧 事 業	100,000			
臨 時 財 政 対 策 債	40,307,000			
計	81,924,000			

議案第 2 号

令和 3 年度母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

令和 3 年度山口県の母子父子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ262,168千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

令和 3 年 2 月 22 日 提出

山 口 県 知 事 村 岡 嗣 政

第1表 歳入歳出予算

(単位 千円)

歳 入

款	項	金 額	備 考
1 繰 入 金		47,230	
	1 他 会 計 繰 入 金	47,230	
2 繰 越 金		56,708	
	1 繰 越 金	56,708	
3 諸 収 入		64,230	
	1 貸 付 金 元 利 収 入	64,230	
4 県 債		94,000	
	1 県 債	94,000	
歳 入 合 計		262,168	

歲 出			
款	項	金 額	備 考
1 母子父子寡婦福祉資金		262,168	
	1 母子父子寡婦福祉資金	262,168	
歲 出 合 計		262,168	

議案第 3 号

令和 3 年度中小企業近代化資金特別会計予算

令和 3 年度山口県の中小企業近代化資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,050,013千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

令和 3 年 2 月 22 日 提出

山口県知事 村 岡 嗣 政

第1表 歳入歳出予算

(単位 千円)

款	項	金額	備考
2 繰入金		150,224	
	1 他会計繰入金	150,224	
3 繰越金		159,127	
	1 繰越金	159,127	
4 諸収入		665,662	
	1 貸付金元利収入	665,662	
5 県債		75,000	
	1 県債	75,000	
歳入合計		1,050,013	

歳 出			
款	項	金 額	備 考
1 中 小 企 業 近 代 化 資 金		1,050,013	
	1 中 小 企 業 設 備 近 代 化 資 金	474,904	
	2 中 小 企 業 高 度 化 資 金	575,109	
歳 出 合 計		1,050,013	

議案第 4 号

令和 3 年度下関漁港地方卸売市場特別会計予算

令和 3 年度山口県の下関漁港地方卸売市場特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ378,615千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 3 年 2 月 22 日 提出

山口県知事 村 岡 嗣 政

第1表 歳入歳出予算

(単位 千円)

歳 入

款	項	金 額	備 考
1 分 担 金 及 び 負 担 金		21,289	
	1 負 担 金	21,289	
2 使 用 料 及 び 手 数 料		84,889	
	1 使 用 料	84,889	
4 財 産 収 入		265	
	1 財 産 運 用 収 入	265	
5 繰 入 金		194,961	
	1 他 会 計 繰 入 金	194,961	
6 繰 越 金		1	
	1 繰 越 金	1	
7 諸 収 入		77,210	
	1 延 滞 金	1	

	3 雑 入	77,209	
歳 入	合 計	378,615	

歳 出			
款	項	金 額	備 考
1 下関漁港地方卸売市場費		378,615	
	2 市 場 管 理 費	378,615	
歳 出 合 計		378,615	

議案第 5 号

令和 3 年度 林業・木材産業改善資金特別会計予算

令和 3 年度山口県の林業・木材産業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ122,201千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 3 年 2 月 22 日 提出

山口県知事 村 岡 嗣 政

第1表 歳入歳出予算

(単位 千円)

款	項	金額	備考
3 繰越金		118,999	
	1 繰越金	118,999	
4 諸収入		3,202	
	1 貸付金元利収入	3,200	
	2 雑入	2	
歳入合計		122,201	

歲 出			
款	項	金 額	備 考
1 林業・木材産業改善資金		122,201	
	1 林業・木材産業改善資金	122,201	
歲 出 合 計		122,201	

議案第 6 号

令和 3 年度沿岸漁業改善資金特別会計予算

令和 3 年度山口県の沿岸漁業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ101,126千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 3 年 2 月 22 日 提出

山 口 県 知 事 村 岡 嗣 政

第1表 歳入歳出予算

(単位 千円)

款	項	金額	備考
3 繰越金		96,456	
	1 繰越金	96,456	
4 諸収入		4,670	
	1 貸付金元利収入	4,670	
歳入合計		101,126	

歲 出			
款	項	金 額	備 考
1 沿 岸 漁 業 改 善 資 金		101,126	
	1 沿 岸 漁 業 改 善 資 金	101,126	
歲 出 合 計		101,126	

議案第 7 号

令和 3 年度当せん金付証票発売事業特別会計予算

令和 3 年度山口県の当せん金付証票発売事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,726,688千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 3 年 2 月 22 日 提出

山 口 県 知 事 村 岡 嗣 政

第1表 歳入歳出予算

(単位 千円)

歳 入

款	項	金 額	備 考
1 事業収入		3,726,175	
	1 事業収入	3,726,175	
2 繰入金		512	
	1 他会計繰入金	512	
3 繰越金		1	
	1 繰越金	1	
歳 入 合 計		3,726,688	

歳 出			
款	項	金 額	備 考
1 当せん金付証票発売事業費		3,726,688	
	1 発 売 諸 費	512	
	2 繰 出 金	3,726,176	
歳 出 合 計		3,726,688	

議案第 8 号

令和 3 年度 収入証紙特別会計 予算

令和 3 年度山口県の収入証紙特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,884,715千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 3 年 2 月 22 日 提出

山 口 県 知 事 村 岡 嗣 政

第1表 歳入歳出予算

(単位 千円)

歳 入

款	項	金 額	備 考
1 証 紙 収 入		3,884,714	
	1 証 紙 収 入	3,884,714	
2 繰 越 金		1	
	1 繰 越 金	1	
歳 入 合 計		3,884,715	

歲 出			
款	項	金 額	備 考
1 繰 出 金		3,884,715	
	1 繰 出 金	3,884,715	
歲 出 合 計		3,884,715	

議案第 9 号

令和 3 年度土地取得事業特別会計予算

令和 3 年度山口県の土地取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ104,141千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 3 年 2 月 22 日 提出

山 口 県 知 事 村 岡 嗣 政

第1表 歳入歳出予算

(単位 千円)

款	項	金額	備考
1 財産収入		104,140	
	1 財産運用収入	1,010	
	2 財産売却収入	103,130	
4 繰越金		1	
	1 繰越金	1	
歳入合計		104,141	

歳 出			
款	項	金 額	備 考
1 土 地 取 得 事 業 費		104,141	
	3 産 業 団 地 管 理 費	93,861	
	4 分 譲 宅 地 管 理 費	10,280	
歳 出 合 計		104,141	

議案第10号

令和 3 年度公債管理特別会計予算

令和 3 年度山口県の公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ136,010,882千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

令和 3 年 2 月 22 日 提出

山 口 県 知 事 村 岡 嗣 政

第1表 歳入歳出予算

(単位 千円)

款	項	金額	備考
1 繰入金		87,186,810	
	1 他会計繰入金	87,186,810	
2 県債		48,824,072	
	1 県債	48,824,072	
歳入合計		136,010,882	

歲 出			
款	項	金 額	備 考
1 公 債 費		136,010,882	
	1 公 債 費	136,010,882	
歲 出 合 計		136,010,882	

第2表 地 方 債					(単位 千円)
起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	
借 換 債	48,824,072	証書借入又は証券発行	年8.0%以内 ただし、利率見直し 方式で借り入れる資金 について、利率の見直 しを行った後において は、当該見直し後の利 率による。	元利均等半年賦又は元金均等半 年賦30年以内 ただし、特別のものは、借入 先と協議して定める条件によ る。	

議案第11号

令和 3 年度港湾整備事業特別会計予算

令和 3 年度山口県の港湾整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,295,923千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

令和 3 年 2 月 22 日 提出

山口県知事 村 岡 嗣 政

第1表 歳入歳出予算

(単位 千円)

歳 入

款	項	金 額	備 考
1 使用料及び手数料		1,492,680	
	1 使用料	1,492,680	
2 寄付金		510,961	
	1 寄付金	510,961	
3 繰越金		1	
	1 繰越金	1	
4 諸収入		112,281	
	1 雑収入	112,281	
5 県債		3,180,000	
	1 県債	3,180,000	
歳 入 合 計		5,295,923	

歲 出			
款	項	金 額	備 考
1 港 灣 整 備 事 業 費		5,295,923	
	1 港 灣 費	5,295,923	
歲 出 合 計		5,295,923	

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
1 港湾整備事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (徳山下松港)	令和3年度から 令和5年度まで	1,500,000千円
2 “ (宇部港)	令和3年度から 令和4年度まで	570,000千円

第3表 地 方 債

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
港 湾 整 備 事 業	3,180,000	証書借入又は証券発行	年8.0%以内 ただし、利率見直し 方式で借り入れる資金 について、利率の見直 しを行った後において は、当該見直し後の利 率による。	元利均等半年賦又は元金均等半 年賦30年以内 ただし、特別のものは、借入 先と協議して定める条件によ る。

議案第12号

令和 3 年度地方独立行政法人山口県立病院機構特別会計予算

令和 3 年度山口県の地方独立行政法人山口県立病院機構特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,291,705千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

令和 3 年 2 月 22 日 提出

山口県知事 村 岡 嗣 政

第1表 歳入歳出予算

(単位 千円)

歳 入

款	項	金 額	備 考
1 分 担 金 及 び 負 担 金		298,454	
	1 負 担 金	298,454	
2 諸 収 入		1,042,251	
	1 貸 付 金 元 利 収 入	1,042,251	
3 県 債		951,000	
	1 県 債	951,000	
歳 入 合 計		2,291,705	

歳 出			
款	項	金 額	備 考
1 県 立 病 院 機 構 費		2,291,705	
	1 県 立 病 院 機 構 費	2,291,705	
歳 出 合 計		2,291,705	

第2表 地 方 債					(単位 千円)
起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	
県 立 病 院 機 構 貸 付 金	951,000	証書借入又は証券発行	年8.0%以内 ただし、利率見直し 方式で借り入れる資金 について、利率の見直 しを行った後において は、当該見直し後の利 率による。	元利均等半年賦又は元金均等半 年賦30年以内 ただし、特別のものは、借入 先と協議して定める条件によ る。	

議案第13号

令和 3 年度就農支援資金特別会計予算

令和 3 年度山口県の就農支援資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ31,600千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 3 年 2 月 22 日 提 出

山 口 県 知 事 村 岡 嗣 政

第1表 歳入歳出予算

(単位 千円)

款	項	金額	備考
2 繰入金		523	
	1 他会計繰入金	523	
3 繰越金		14,401	
	1 繰越金	14,401	
4 諸収入		16,676	
	1 貸付金元利収入	16,653	
	2 雑入	23	
歳入合計		31,600	

歲 出			
款	項	金 額	備 考
1 就 農 支 援 資 金		31,600	
	1 就 農 支 援 資 金	31,600	
歲 出 合 計		31,600	

議案第14号

令和 3 年度国民健康保険特別会計予算

令和 3 年度山口県の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ144,710,429千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 3 年 2 月 22 日 提出

山 口 県 知 事 村 岡 嗣 政

第1表 歳入歳出予算

(単位 千円)

歳 入

款	項	金 額	備 考
1 分 担 金 及 び 負 担 金		36,664,993	
	1 負 担 金	36,664,993	
2 国 庫 支 出 金		35,495,520	
	1 国 庫 負 担 金	23,443,000	
	2 国 庫 補 助 金	12,052,520	
3 療 養 給 付 費 等 交 付 金		16,061	
	1 療 養 給 付 費 等 交 付 金	16,061	
4 前 期 高 齢 者 交 付 金		61,783,020	
	1 前 期 高 齢 者 交 付 金	61,783,020	
5 共 同 事 業 交 付 金		195,669	
	1 共 同 事 業 交 付 金	195,669	
6 財 産 収 入		465	

	1 財 産 運 用 収 入	465	
8 繰 入 金		7,678,035	
	1 他 会 計 繰 入 金	7,382,589	
	2 基 金 繰 入 金	295,446	
9 繰 越 金		2,841,522	
	1 繰 越 金	2,841,522	
10 諸 収 入		35,144	
	5 雑 入	35,144	
歳 入 合 計		144,710,429	

歳 出			
款	項	金 額	備 考
1 総 務 費		36,589	
	1 総 務 管 理 費	36,240	
	2 運 営 協 議 会 費	349	
2 保 険 給 付 費 等 交 付 金		120,317,774	
	1 保 険 給 付 費 等 交 付 金	120,317,774	
3 後 期 高 齢 者 支 援 金 等		16,676,406	
	1 後 期 高 齢 者 支 援 金 等	16,676,406	
4 前 期 高 齢 者 納 付 金 等		31,441	
	1 前 期 高 齢 者 納 付 金 等	31,441	
5 介 護 納 付 金		5,169,962	
	1 介 護 納 付 金	5,169,962	
6 病 床 転 換 支 援 金 等		188	
	1 病 床 転 換 支 援 金 等	188	

7 共 同 事 業 拠 出 金		195,792	
	1 共 同 事 業 拠 出 金	195,792	
8 財 政 安 定 化 基 金 支 出 金		295,446	
	1 財 政 安 定 化 基 金 支 出 金	295,446	
9 保 健 事 業 費		109,700	
	1 保 健 事 業 費	109,700	
10 基 金 積 立 金		465	
	1 基 金 積 立 金	465	
12 諸 支 出 金		1,859,094	
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	1,859,094	
13 繰 出 金		17,572	
	1 繰 出 金	17,572	
歳 出 合 計		144,710,429	

議案第15号

令和3年度電気事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度山口県の電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | | |
|--------------|-----------------|-----------|
| (1) 年間総販売電力量 | 153,991,000 KWH | |
| (2) 主要な建設事業 | 平瀬発電所建設事業費 | 566,000千円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 電気事業収益	1,764,173千円
第1項 営業収益	1,725,996千円
第2項 附帯事業収益	27,225千円
第3項 財務収益	550千円
第4項 事業外収益	10,399千円
第5項 特別利益	3千円

支 出

第2款 電気事業費用	1,612,457千円
第1項 営業費用	1,568,558千円

第2項 附帯事業費用	21,978千円
第3項 財務費用	3,007千円
第4項 事業外費用	15,911千円
第5項 特別損失	3千円
第6項 予備費	3,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額970,562千円は、過年度分損益勘定留保資金816,426千円、減債積立金79,746千円及び当年度資本的収支調整額74,390千円で補てんするものとする。）。

収 入

第3款 資本的収入	23,632千円
第3項 資本剰余金	21,417千円
第4項 固定資産収入	1千円
第5項 雑収入	2,214千円

支 出

第4款 資本的支出	994,194千円
第1項 建設費	567,500千円
第2項 改良費	343,847千円
第3項 投資	1千円
第4項 償還金	79,746千円
第6項 補助金返還金	100千円
第8項 予備費	3,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
平瀬発電所建設事業の年度を越える工事を一括契約すること。	令和3年度から 令和4年度まで	40,037千円
小水力発電所建設事業の年度を越える工事を一括契約すること。	令和3年度から 令和5年度まで	675,121千円
水越発電所改良事業の年度を越える工事を一括契約すること。	令和3年度から 令和4年度まで	80,034千円
小瀬川発電所改良事業の年度を越える工事を一括契約すること。	令和3年度から 令和4年度まで	72,527千円
東部発電事務所計装設備事業の年度を越える工事を一括契約すること。	令和3年度から 令和4年度まで	544,618千円
佐波川発電所改修事業の年度を越える工事を一括契約すること。	令和3年度から 令和6年度まで	1,532,926千円
佐波川発電所修繕事業の年度を越える工事を一括契約すること。	令和3年度から 令和5年度まで	250,469千円

木屋川発電所改良事業の年度を越える工事を一括契約すること。

令和３年度から
令和５年度まで

51,759千円

(一時借入金)

第６条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第７条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

電気事業費用のうち、営業費用、附帯事業費用、財務費用及び事業外費用の相互流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第８条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職 員 給 与 費 424,542千円

(たな卸資産購入限度額)

第９条 たな卸資産の購入限度額は、6,000千円と定める。

令 和 ３ 年 ２ 月 22 日 提 出

山 口 県 知 事 村 岡 嗣 政

議案第16号

令和3年度工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度山口県の工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間総給水量 572,232,000m³

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 工業用水道事業収益 7,228,941千円

第1項 営 業 収 益 6,725,842千円

第2項 営 業 外 収 益 503,096千円

第5項 特 別 利 益 3千円

支 出

第2款 工業用水道事業費用 6,690,660千円

第1項 営 業 費 用 6,350,220千円

第2項 営 業 外 費 用 330,437千円

第5項 特 別 損 失 3千円

第6項 予 備 費 10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,567,886千円は、過年度分損益勘定留保資金2,324,312千円及び当年度資本的収支調整額243,574千円で補てんするものとする。）。

収 入

第3款 資本的収入 1,600,746千円

第1項 企業債 1,240,000千円

第4項 資本剰余金 258,606千円

第5項 固定資産収入 1千円

第6項 雑収入 102,139千円

支 出

第4款 資本的支出 4,168,632千円

第2項 改良費 2,916,190千円

第3項 投資 1千円

第4項 償還金 1,242,441千円

第7項 予備費 10,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
小瀬川工業用水道改良事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (取水施設等工事)	令和3年度から 令和4年度まで	260,000千円
小瀬川工業用水道改良事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (計装設備工事)	令和3年度から 令和4年度まで	9,758千円
周南工業用水道改良事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (電気機器及び計装設備工事)	令和3年度から 令和4年度まで	82,795千円
佐波川工業用水道改良事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (電気機器工事)	令和3年度から 令和4年度まで	34,962千円
厚東川工業用水道改良事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (送水管布設工事)	令和3年度から 令和4年度まで	300,000千円
厚狭川工業用水道改良事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (電気機器工事)	令和3年度から 令和5年度まで	330,000千円
木屋川工業用水道改良事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (送水管二条化工事)	令和3年度から 令和4年度まで	506,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
小瀬川工業用水道改良資金	千円 243,000	証書借入又は証券発行	年8.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率による。	30年以内に毎年元利均等又は元金均等年賦又は半年賦により償還するものとする。 ただし、特別のものは、借入先と協議して定める条件による。
周南工業用水道改良資金	67,000			
富田夜市川工業用水道改良資金	200,000			
佐波川工業用水道改良資金	170,000			
厚東川工業用水道改良資金	60,000			
厚狭川工業用水道改良資金	120,000			
木屋川工業用水道改良資金	380,000			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

工業用水道事業費用のうち、営業費用及び営業外費用の相互流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職 員 給 与 費 730,023千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、6,000千円と定める。

令 和 3 年 2 月 22 日 提 出

山 口 県 知 事 村 岡 嗣 政

議案第17号

令和3年度流域下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度山口県の流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | | |
|---------------|-------------------------|-----------|
| (1) 流域関連市町数 | 5 市町 | |
| (2) 年間総処理水量 | 8,638,154m ³ | |
| (3) 1日平均処理水量 | 23,666m ³ | |
| (4) 主要な建設改良事業 | 周南流域下水道整備事業費 | 357,100千円 |
| | 田布施川流域下水道整備事業費 | 347,800千円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

- | | |
|---------------|-------------|
| 第1款 流域下水道事業収益 | 1,618,439千円 |
| 第1項 営 業 収 益 | 665,991千円 |
| 第2項 営 業 外 収 益 | 952,448千円 |

支 出

- | | |
|---------------|-------------|
| 第2款 流域下水道事業費用 | 1,618,439千円 |
| 第1項 営 業 費 用 | 1,571,866千円 |

第2項 営業外費用 46,573千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第3款 資本的収入 1,037,845千円

第1項 企業債 249,400千円

第2項 国庫支出金 452,900千円

第3項 負担金 335,545千円

支 出

第4款 資本的支出 1,037,845千円

第1項 建設改良費 706,817千円

第2項 固定資産購入費 5,876千円

第3項 償還金 325,152千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
周南流域下水道整備事業の年度を 越える工事を一括契約すること。 (電気設備及び機械設備工事)	令和3年度から 令和4年度まで	819,800千円

田布施川流域下水道整備事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (電気設備及び機械設備工事)	令和３年度から 令和４年度まで	442,600千円
--	--------------------	-----------

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
流 域 下 水 道 事 業	千円 249,400	証書借入又は証券発行	年8.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率による。	元利均等半年賦又は元金均等半年賦 30年以内 ただし、特別のものは、借入先と協議して定める条件による。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、840,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

流域下水道事業費用のうち、営業費用及び営業外費用の相互流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職 員 給 与 費 42,418千円

令和 3 年 2 月 22 日 提 出

山 口 県 知 事 村 岡 嗣 政